

## 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領

平成29年3月31日付け28農振第2114号  
最終改正 平成30年3月29日付け29農振第2602号

農林水産省農村振興局長通知

### 第1 趣旨

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の小水力等再生可能エネルギー導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第2 小水力等発電導入支援事業

#### 1 事業内容等

要綱別表1の3の(1)のiの小水力等発電導入支援事業（以下「導入支援事業」という。）の事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 導入可能性調査支援事業

小水力等発電施設の導入促進のため、小水力等発電施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援事業をいう。

##### (2) 概略設計支援事業

小水力等発電施設を導入するに当たり必要となる、概略的な設計に対する支援事業をいう。

##### (3) 基本設計支援事業

小水力等発電施設を導入するに当たり必要となる、基本的な設計に対する支援事業をいう。

##### (4) 協議・手続支援事業

小水力等発電施設を導入するに当たり必要となる、関係者との協議や各種手続に対する支援事業をいう。

##### (5) 都道府県協議会支援事業

小水力等発電施設の導入促進のため、別紙1に定める協議会（以下「協議会」という。）により、(1)から(4)までの取組、あるいはそれらに相当する取組に係る諸課題を検討するための支援事業をいう。

#### 2 事業実施主体

導入支援事業の事業実施主体は、次に掲げる事業につき、それぞれ次に定める者と

する。

(1) 間接補助事業として実施する場合

ア 導入可能性調査支援事業、概略設計支援事業、基本設計支援事業及び協議・手続支援事業

市町村、地方公共団体の一部事務組合、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に定める広域活動組織（以下「広域活動組織」という。）。

(2) 直接補助事業として実施する場合

ア 都道府県協議会支援事業  
協議会

イ 導入可能性調査支援事業、概略設計支援事業、基本設計支援事業及び協議・手続支援事業

都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体又は広域活動組織。

3 事業実施期間

導入支援事業の事業実施期間は、平成33年度までとする。

4 採択基準

要綱第4の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 導入可能性調査支援事業を実施する場合には、当該事業の実施により、土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の導入が見込まれること。

(2) 概略設計支援事業又は基本設計支援事業を実施する場合にあっては、次のアからウまでを満たすこと。

ア 当該事業の終了後、速やかに、土地改良施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を予定していること。

イ 効率的な調査設計を支援する観点から、小水力等発電施設の建設運営に対し必要な収益が確保されるよう、整備又は更新を予定している小水力等発電施設について、概ね以下の建設費単価を下回ることが見込まれていること。

(ア) 建設費単価

小水力等発電施設の設備利用率	建設費単価
40%未満	200万円/kW未満
40%以上50%未満	250万円/kW未満
50%以上60%未満	300万円/kW未満
60%以上70%未満	350万円/kW未満
70%以上	400万円/kW未満

表中の建設費単価は、整備又は更新を予定している小水力等発電施設の概算建設費が発電施設の運営による売電収入を下回ることを目安として、以下を考慮し設定している。

概算建設費 < 売電収入

売電収入＝最大発電出力(kW)×設備利用率(%)×24時間×365日  
×調達価格(円/kWh)×20年

(イ) 設備利用率及び建設費単価については、以下により算定すること。

設備利用率＝年間可能発電量(kWh)÷(最大発電出力(kW)×24時間×365日)

建設費単価＝発電施設に係る概算建設費÷最大発電出力(kW)

(ウ) 発電施設に係る概算建設費は、事業実施主体の存在する都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛等を基準とし、当該地域の実情及び事業の趣旨に即した適正な価格により算定するものとする。

(エ) イの(ア)に掲げる建設費単価を超える場合であって、地方農政局長等(北海道又は機構にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)が適当と認めるもの。

ウ 整備を予定している太陽光発電施設について、電力会社との系統接続の見込み及び接続条件等を踏まえ、導入可能性が確認されていること。

(3) 協議・手続支援事業を実施する場合にあつては、土地改良施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備若しくは更新を実施していること又は実施することが見込まれること。

(4) 都道府県協議会支援事業を実施する場合にあつては、協議会を設置すること又は、設置していること。

## 5 事業実施手続

(1) 事業実施主体は、別記様式第1の1号による事業申請書を作成し、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により地方農政局長等に提出するものとする。

ア 事業実施主体が都道府県、協議会又は機構である場合 地方農政局長等に提出

イ 事業実施主体がアに掲げる区分以外の場合 次のいずれかの方法により地方農政局長等に提出

(ア) 都道府県又は協議会による提出(間接補助事業として実施する場合)

事業実施主体は、導入支援事業を都道府県又は協議会を通じて実施しようとする場合は、事業申請書を都道府県又は協議会に提出し、提出のあった都道府県又は協議会は、提出された事業申請書について、事業内容や採択要件の具備等の必要な確認を行うとともに、意見を付して、地方農政局長等に提出

(イ) 事業実施主体による提出(直接補助事業として実施する場合)

事業実施主体（北海道に所在する事業実施主体を除く。）は、導入支援事業を自ら実施しようとする場合は、事業申請書を都道府県又は協議会を経由して地方農政局長等に提出

(2) 地方農政局長等は、(1)により提出のあった事業申請書について、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業の実施を採択し、その旨を別記様式第1の2号により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により通知するものとする。

ア 事業実施主体が都道府県、協議会又は機構である場合 事業実施主体に通知

イ 事業実施主体がアに掲げる区分以外の場合 次のいずれかの方法により事業実施主体に通知

(ア) 5の(1)のイの(ア)による提出があった場合

提出のあった都道府県又は協議会に通知し、通知された都道府県又は協議会が事業実施主体に通知

(イ) 5の(1)のイの(イ)による提出があった場合

都道府県又は協議会を経由して事業実施主体に通知

(3) 事業実施主体は、(2)による採択の通知を受けた事業申請書について、総事業費の変更を伴う変更を行う場合には、別記様式第1の3号により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により地方農政局長等にその旨を申請するものとする。

ア 事業実施主体が都道府県、協議会又は機構である場合 地方農政局長等に申請

イ 事業実施主体がアに掲げる区分以外の場合 次のいずれかの方法により地方農政局長等に申請

(ア) 5の(2)のイの(ア)による通知を受けた場合

都道府県又は協議会に申請し、申請のあった都道府県又は協議会は、提出された事業申請書の変更について、事業内容や採択要件の具備等の必要な確認を行うとともに、意見を付して、地方農政局長等に申請

(イ) 5の(2)のイの(イ)による通知を受けた場合

都道府県又は協議会を経由して地方農政局長等に申請

(4) 地方農政局長等は、(3)により申請のあった事業申請書の変更を認める場合にあっては、別記様式第1の4号により、当該事業の変更を認め、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によりその旨を通知するものとする。

ア 事業実施主体が都道府県、協議会又は機構である場合 事業実施主体に通知

イ 事業実施主体がアに掲げる区分以外の場合 次のいずれかの方法により事業実施主体に通知

(ア) 5の(3)のイの(ア)による申請があった場合

申請のあった都道府県又は協議会に通知し、通知された都道府県又は協議会が事業実施主体に通知

(イ) 5の(3)のイの(イ)による申請があった場合

都道府県又は協議会を経由して事業実施主体に通知

## 6 補助対象経費等

(1) 補助の対象となる経費は、導入支援事業の実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

ア	賃金	導入支援事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
イ	報償費	導入支援事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（事業実施主体の内部規約等に基づく単価の設定根拠によること）
ウ	旅費	導入支援事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ	需用費	導入支援事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ	役務費	導入支援事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは導入支援事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
カ	委託費	導入支援事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
キ	使用料及び賃借料	導入支援事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク	物品・備品購入費	導入支援事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
ケ	給料、職員手当等	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」に基づき算出される経費
コ	共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
サ	補償費	導入支援事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要な仮設的用地の借料
シ	資材等購入費	導入支援事業の実施に直接必要な資材の購入費
ス	機械賃料	導入支援事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

(2) 補助の額及び単価

ア 導入支援事業に係る以下の経費に対する補助の上限額は、原則として次のとおりとする。

(ア) 導入可能性調査支援事業については、1地点当たり2,000千円とする。

(イ) 概略設計支援事業については、1地点当たり5,000千円とする。

(ウ) 基本設計支援事業については、1地点当り5,000千円とする。

(エ) 協議・手続支援事業については、1地区当り600千円とする。

イ (1)の補助の対象となる経費は、事業実施主体の存在する都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛を基準とし、当該地域の実情及び事業の趣旨に即した適正な価格により算定するものとする。

ウ 補助を求める額が、上記アに掲げる額を超える場合は、別記様式第1の1号又は別記様式第1の3号による事業申請書に、詳細積算内訳を添付するものとする。

### (3) 補助金の適正な執行

補助金の使途については、事業の趣旨等を踏まえ、適正に執行するものとする。

### (4) 会計経理の適正化

導入支援事業に係る助成を受けた事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

ア 導入支援事業の経理は、他の事業と区分すること。

イ 導入支援事業の補助金の使用は、事業申請書に規定した内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる書類を整備しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。また、この場合において、必要に応じ金融機関に預金口座等を設けること。

### (5) 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対し、導入支援事業に係る経理事務が適切に行われるよう指導するものとする。

### (6) 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じて、導入支援事業の事業実施主体の経理内容を調査し、5の(1)の事業申請書及び事業実施の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

### (7) 書類等の保管

導入支援事業の事業実施主体又はその地位を承継した者は、導入支援事業の申請又は実施の基礎となった書類等を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

## 7 事業実施結果等の報告

(1) 要綱第7の事業実施結果の報告は、別記様式第1の5号によるものとし、導入支援事業の実施結果を当該事業実施年度の翌年度の4月末日までに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により地方農政局長等に提出するものとする。

ア 事業実施主体が都道府県、協議会又は機構である場合 地方農政局長等に提出

イ 事業実施主体がアに掲げる区分以外の場合 次のいずれかの方法により地方農政局長等に提出

(ア) 5の(2)のイの(ア)による通知を受けた場合

都道府県又は協議会に提出し、都道府県又は協議会は地方農政局長等に提出

(イ) 5の(2)のイの(イ)による通知を受けた場合  
都道府県又は協議会を経由して地方農政局長等に提出

- (2) 要綱第7の発電施設の整備状況の報告は、別記様式第1の6号によるものとし、概略設計支援事業、基本設計支援事業又は協議・手続支援事業を実施した場合に、再生可能エネルギー供給施設等の整備後速やかに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により地方農政局長等に報告するものとする。
- ア 事業実施主体が都道府県、協議会又は機構である場合 地方農政局長等に報告  
イ 事業実施主体がアに掲げる区分以外の場合 次のいずれかの方法により地方農政局長等に報告
- (ア) 5の(2)のイの(ア)による通知を受けた場合  
都道府県又は協議会に報告し、都道府県又は協議会は地方農政局長等に報告  
(イ) 5の(2)のイの(イ)による通知を受けた場合  
都道府県又は協議会を経由して地方農政局長等に報告

### 第3 小水力等発電導入技術力向上研修事業

#### 1 事業内容

要綱別表1の3の(1)のiiの小水力等発電導入技術力向上研修事業（以下「研修事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 研修資料作成

(2)の(ア)～(エ)において行う研修資料の作成や(3)の指導助言に必要な資料等の作成を行うものとする。

##### (2) 研修実施

農業水利施設を活用した小水力等発電施設の導入促進のため、以下の内容について研修を実施するものとする。

###### (ア) 技術力向上研修

各地域で発電施設の導入の取組を推進するため、発電施設の導入に係る調査、設計及び施工について最新の知見に基づき指導する技術者を育成するための研修を行うものとする。

###### (イ) 維持管理技術者育成研修

小水力等発電施設の維持管理に携わる技術者が、これに必要な技術や知識の習得や第三種電気主任技術者資格を取得するための研修を行うものとする。

###### (ウ) 会計運営技術者育成研修

小水力等発電施設の会計運営に携わる技術者育成のための研修を行うものとする。

##### (3) 指導助言

各地域の発電導入の取組に関する指導助言を行うものとする。

#### 2 事業実施主体

研修事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

### 3 事業実施期間

研修事業の実施期間は、平成33年度までとする。

### 4. 採択基準

要綱第4の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業目的に対して適切なものであり、かつ研修事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

### 5 事業実施手続

#### (1) 事業実施計画の作成及び承認

要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式2により作成するものとする。ただし事業実施計画の変更（交付要綱別表1の小水力等再生可能エネルギー導入支援事業のうち小水力等発電導入技術力向上研修事業の重要な変更の欄に掲げる変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更等承認申請書をもって、これに代えることができる。

#### (2) 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の2の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 交付要綱別表1の小水力等再生可能エネルギー導入支援事業のうち小水力等発電導入技術力向上研修事業の重要な変更の欄に掲げる変更

イ (3)により委託する事業の新設又は内容の変更

#### (3) 事業の委託

事業実施主体は、他の者に研修事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を実施計画書の別記様式第2の1号（別紙）の（6）の備考欄に記載することにより農村振興局長の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

### 6 補助対象経費等

(1) 研修事業の実施に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

ア	賃金	研修事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
イ	報償費	研修事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
ウ	旅費	研修事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ	需用費	研修事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ	役務費	研修事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは中央研修事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分



		析及び試験等を専ら行うために必要な経費
カ	委託料	研修事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
キ	使用料及び賃借料	研修事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク	備品購入費	研修事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
ケ	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」に基づき算出される経費
コ	共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等

## (2) 書類等の保管

研修事業の事業実施主体は、申請又は実施の基礎となった書類等を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

## 7 事業実績の報告

事業実施主体は、実施する事業が完了したときは、要綱第7の規定に基づき、事業の完了の日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第2の2号により事業実績報告書を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

## 第4 集落排水施設効率性向上実証事業

### 1 事業内容

要綱別表1の3の(1)のiiiの集落排水施設効率性向上実証事業（以下「集排実証事業」という。）の内容は、農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の確立に向けた実証等を行うものであり、具体的には、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 低コスト型汚水処理システムの実証

ア 老朽化した生物膜法による汚水処理施設の更新に当たり、既存の更新方法（機器類等の単純更新及び浮遊生物法による汚水処理施設への切替更新をいう。）に比べ、30年間程度に要する更新費及び維持管理費の低減が図られるシステム（以下「低コスト型汚水処理システム」という。）を確立するため、システムの全体像、既存の汚水処理システムを低コスト型汚水処理システムに改築する際の効率的な手法及び実証方法の検討

イ 低コスト型汚水処理システムの実証設備の設計、製作及び設置

ウ 低コスト型汚水処理システムの実証設備を用いたデータの収集、整理及び分析

エ 低コスト型汚水処理システムに係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第六十八条の二十五に基づく構造方法等の認定の申請

オ 低コスト型污水处理システムの導入に係る手引き書の作成

(2) 小規模メタン発酵システムの実証

ア 污水处理施設の維持管理費の低減を目的として、集落排水汚泥及び農村部で入手可能な有機資源を活用してメタン発酵を行うことにより得られるエネルギーの利用と、発酵残渣（消化液・液肥）の農地還元を推進するため、既存のメタン発酵システムに比べ、小型かつ経済的となるメタン発酵システム（以下「小規模メタン発酵システム」という。）の全体像及び実証方法の検討

イ 小規模メタン発酵システムの実証設備の設計、製作及び設置

ウ 小規模メタン発酵システムの実証設備を用いたデータの収集、整理及び分析

エ 小規模メタン発酵システムの導入に係る手引き書の作成

(3) 総合的な技術書の作成・普及

集落排水施設の再編（集落排水施設の集約及び下水道への編入等をいう。）、包括的民間委託等の民間活用による施設管理など集落排水施設の維持管理費の低減に関する事例の収集、課題の抽出及び課題に対する対応策の検討を行うとともに、(1)及び(2)で作成する手引き書並びに集落排水施設に関する既存の各種技術書をまとめ、集落排水施設の維持管理費の軽減手法に関する総合的な技術書の作成・普及を行う。

2 事業実施主体

事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

3 事業実施期間

集排実証事業の事業実施期間は、平成33年度までとする。

4 事業の適正な執行の確保

集排実証事業の事業実施主体は、既設の農業集落排水施設を使用し実証を行う場合において、当該施設を所有する市町村等と緊密に連絡を取りながら事業に取り組むものとする。

5 事業実施手続

(1) 事業実施計画等の提出

事業実施主体は、別記様式3の1号により実施計画を策定し、農村振興局長の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画等の重要な変更

事業実施計画及び補助金の交付決定の変更（事業実施計画の変更については交付要綱別表第1の小水力等再生可能エネルギー導入支援事業のうち集落排水施設効率性向上実証事業の重要な変更の欄に掲げるものに限る。）又は中止若しくは廃止については、(1)に準じて行うものとする。

6 採択基準

要綱第4の農村振興局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に対して適切なものであり、かつ、集排実証事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 関係する地方公共団体、事業者、団体等との必要な調整・連携が図られているこ

と。

- (3) 事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれること。
- (4) 事業実施計画が農業集落排水施設における汚水処理に悪影響を及ぼすものでないこと。

## 7 補助対象経費等

- (1) 集排実証事業の実施に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

ア	賃金	集排実証事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
イ	報償費	集排実証事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
ウ	旅費	集排実証事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ	需用費	集排実証事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ	役務費	集排実証事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは集排実証事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
カ	委託料	集排実証事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
キ	使用料及び賃借料	集排実証事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク	備品購入費	集排実証事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
ケ	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」に基づき算出される経費
コ	共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
サ	補償費	集排実証事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要な仮設的用地の借料
シ	資材購入費	集排実証事業の実施に直接必要な資材の購入費
ス	機械賃料	集排実証事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
セ	調査設計費	集排実証事業の実施に直接必要な調査、設計等に必要な経費
ソ	工事費	集排実証事業の実施に直接必要な直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費
タ	設備費	集排実証事業の実施に直接必要な機械装置、制御盤、監視装置、

	配管類、送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造 (改造を含む)、据付け、輸送並びに保管に必要な経費
--	---

## (2) 書類等の保管

集排実証事業の事業実施主体は、申請又は実施の基礎となった書類等を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

## 8 事業実績の報告

集排実証事業の事業実施主体は、実施する事業が完了したときは、要綱第7の規定に基づき、事業完了の日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第3の2号により、毎年度、事業実績報告書を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業最終年度においては、3に規定する事業の実施期間全体における成果を取りまとめた報告書を提出するものとする。

### 附則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領（平成24年4月20日付け23農振2885号農村振興局長通知）は、廃止する。

### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 協議会

### 第 1 目的

協議会は、都道府県における小水力等発電施設の導入推進を図るため、会員が行う事業の取組を支援又は指導するほか、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号農村振興局長通知）」に基づく固定価格買取制度との調整（以下「調整」という。）を行う小水力等発電施設がある場合は、調整を行うものとする。

### 第 2 範囲

協議会は、都道府県の一部又は全域をその区域として設置するものとする。

### 第 3 構成員

- 1 都道府県、関係市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等、地域の実情に応じてその会員を選定する。
- 2 会員に、都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会を含むものとする。

### 第 4 規約等の要件

協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 本事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営などに係る規約（以下「協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。
- (3) 協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会のうち1以上が協議会の事務局の一部を構成していること、もしくは都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会の組織の役員又は管理職のうち1人以上が当該協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。
- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿っていること。

### 第 5 協議会の設置

- 1 協議会は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）その他の必要な規程を定めるとともに、協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。主な規約及び規程は以下のとおり。

- (1) 協議会規約
- (2) 事務処理規程
- (3) 会計処理規程
- (4) 文書取扱規程
- (5) 公印取扱規程
- (6) 内部監査実施規定

## 第6 証拠書類の保管

協議会長又はその地位を承継した者は、本事業の基礎となった証拠書類及び助成に関する証拠書類を、本事業に係る国からの補助金の助成が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 第7 個人情報の適切な管理

- 1 協議会は、本事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。
  - (1) 本人の同意を得ている用途及び本事業に係る事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと。
  - (2) 本事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと。
  - (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏洩防止に努めること。
  - (4) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること。
- 2 地方農政局長等は、協議会に対し、本事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、地方農政局長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、協議会は地方農政局長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

## 第8 事務の委託

協議会は、本事業に係る事務の一部を協議会規約その他の規程に定めるところにより、当該協議会以外の者に委託することができる。

(別記様式第1の1号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿

北海道又は独立行政法人水資源機構にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

(又は協議会長、独立行政法人水資源機構理事長) 印

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書

小水力等発電導入支援事業を下記のとおり実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書
- 3 詳細積算内訳書

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) [添付資料] 3の「詳細積算内訳書」は、要領第2の6(2)イ及びウに該当する場合に添付すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(1)アにより、事業実施主体が地方農政局長等に申請する場合。

別記様式第1の1号(その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は協議会長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書

小水力等発電導入支援事業を下記のとおり実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、各地方農政局長(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局)への実施採択申請書の経由提出を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 別記様式第1の1号(その4)

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) [添付資料] 3の「詳細積算内訳書」は、要領第2の6(2)イ及びウに該当する場合に添付すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(1)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の1号(その4)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の5(1)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の1号(その4)とともに、都道府県又は協議会に経由提出を依頼する場合。



(別記様式第1の1号) (その3)

番 号

年 月 日

各地方農政局長 殿

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

(又は協議会長) 印

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書

小水力等発電導入支援事業を下記のとおり実施したい旨の申請が別紙のとおり〇〇よりありましたので、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、提出します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体
- (4 意見)

[添付資料]

- 1 別記様式第1の1号(その4)

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) 記の4の「意見」は、実施要領第2の5(1)イ(ア)により、事業実施主体から申請を受けた都道府県又は協議会が、地方農政局長等に提出する場合に記載すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(1)イ(ア)により、事業実施主体から申請を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の1号(その4)とともに、地方農政局に提出する場合。
- 2 実施要領第2の5(1)イ(イ)により、事業実施主体からの経由提出の依頼を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の1号(その4)とともに、地方農政局長等に提出する場合。

(別記様式第1の1号) (その4)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書

小水力等発電導入支援事業を下記のとおり実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書
- 3 詳細積算内訳書

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) [添付資料] 3の「詳細積算内訳書」は、要領第2の6(2)イ及びウに該当する場合に添付すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(1)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の1号(その2)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の5(1)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の1号(その2)とともに、都道府県又は協議会に經由提出を依頼する場合。

(別記様式第1の1号 添付資料1)

小水力等発電導入支援事業 再生可能エネルギー導入計画概要書

- (1) 地区名
- (2) 事業実施地域
- (3) 再生可能エネルギー導入計画の概要
  - ア 再生可能エネルギー供給施設の導入の目的及び背景、地域の現状
  - イ 再生可能エネルギー供給施設の導入予定者
  - ウ 導入予定の再生可能エネルギー供給施設の概要（施設規模、導入予定時期、系統接続の見込み等）
  - エ 供給予定の再生可能エネルギー需要施設の概要
- (4) 都道府県協議会の概要
- (5) その他（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく計画、(3)のウ以外の再生可能エネルギー供給施設の導入実績等）

(注1) (3)のイ、ウ及びエは、要領第2の1の(2)から(4)までの事業を実施する場合に記載すること。

(注2) (3)のウは、要領第2の1の(2)又は(3)の事業を実施する場合に記載することとし、施設規模及び系統接続の見込みとして、次に掲げる事項を記載すること。なお、系統接続の見込みについては、太陽光発電について事業を実施する場合に限り記載すること。

- ① 施設規模：最大発電出力(kW)、年間可能発電量(kWh)、設備利用率(%)、発電施設に係る概算建設費(百万円)、建設費単価(百万円/kW)等
- ② 系統接続の見込み：電力会社との系統接続の見込み及び接続条件を踏まえた経済性の検討結果等

(注3) (4)は、要領第2の1の(5)の事業を実施する場合に記載すること。

(注4) (5)は当該地域において(3)のウ以外の再生可能エネルギー供給施設をこれまでに導入又は導入する予定である場合に、その施設の概要、本事業との関連性等を記載すること。

(別記様式第1の1号 添付資料2)

小水力等発電導入支援事業 積算内訳書

1 収入の部

区 分	
(1) 国庫補助金	千円
(2) 自己負担金	
(3) その他	
合計	

2 支出の部

区 分	総事業費	負担区分			備 考
		国庫補助 金	自己負担 金	その他	
(1) 導入可能性調査支援事業	千円	千円	千円	千円	
(2) 概略設計支援事業					
(3) 基本設計支援事業					
(4) 協議・手続支援事業					
(5) 都道府県協議会支援事業					
合計					

(別記様式第1の1号 添付資料3)

小水力等発電導入支援事業 詳細積算内訳書

作業項目	数量	単位	金額	備考

(別記様式第1の2号) (その1)

番 号  
年 月 日

都道府県知事

(又は協議会長、独立行政法人水資源機構理事長) 殿

各地方農政局長 印

北海道又は独立行政法人水資源機構にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等発電導入支援事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、小水力等発電導入支援事業の実施を採択したので通知する。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(2)アにより、地方農政局長等が事業実施主体に通知する場合。

(別記様式第1の2号) (その2)

番 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者名 殿

都道府県知事  
(又は協議会長) 印

小水力等発電導入支援事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、小水力等発電導入支援事業の実施の採択について、各地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）より経由通知依頼があったので、通知する。

[添付資料]

1 別記様式第1の2号 (その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5 (2) イ (ア) により、地方農政局長等から通知を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の2号 (その4) とともに、事業実施主体に通知する場合。
- 2 実施要領第2の5 (2) イ (イ) により、地方農政局長等から経由通知の依頼を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の2号 (その4) とともに、事業実施主体に通知する場合。

(別記様式第1の2号) (その3)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は協議会長) 殿

各地方農政局長 印  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等発電導入支援事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、小水力等発電導入支援事業の実施を採択したので、〇〇への通知を依頼する。

[添付資料]

1 別記様式第1の2号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(2)イ(ア)により、地方農政局長等が、別記様式第1の2号(その4)とともに、都道府県又は協議会に通知する場合。
- 2 実施要領第2の5(2)イ(イ)により、地方農政局長等が、別記様式第1の2号(その4)とともに、都道府県又は協議会に経由通知を依頼する場合。



(別記様式第1の2号) (その4)

番 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者名 殿

各地方農政局長 印  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等発電導入支援事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、小水力等発電導入支援事業の実施を採択したので通知する。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(2)イ(ア)により、地方農政局長等が、別記様式第1の2号(その3)とともに、都道府県又は協議会に通知する場合。
- 1 実施要領第2の5(2)イ(イ)により、地方農政局長等が、別記様式第1の2号(その3)とともに、都道府県又は協議会に経由通知を依頼する場合。

(別記様式第1の3号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿

北海道又は独立行政法人水資源機構にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

(又は協議会長、独立行政法人水資源機構理事長) 印

小水力等発電導入支援事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された小水力等発電導入支援事業実施採択申請書について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の2に基づき、変更を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書
- 3 詳細積算内訳書

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) [添付資料] 3の「詳細積算内訳書」は、要領第2の6(2)イ及びウに該当する場合に添付すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(3)アにより、事業実施主体が地方農政局長等に申請する場合。

別記様式第1の3号(その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は協議会長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された小水力等発電導入支援事業実施採択申請書について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の2に基づき、各地方農政局長(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)への実施採択申請書の変更の経由提出をを申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 別記様式第1の3号(その4)

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) [添付資料] 3の「詳細積算内訳書」は、要領第2の6(2)イ及びウに該当する場合に添付すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(3)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の3号(その4)とともに、都道府県又は協議会に申請する場合。
- 2 実施要領第2の5(3)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の3号(その4)とともに、都道府県又は協議会に経由提出を依頼する場合。

(別記様式第1の3号) (その3)

番 号

年 月 日

各地方農政局長 殿

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

(又は協議会長) 印

小水力等発電導入支援事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された小水力等発電導入支援事業実施採択申請書について、下記のとおり変更したい旨の申請が別紙のとおり〇〇よりありましたので、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の2に基づき、提出します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体
- (4 意見)

[添付資料]

- 1 別記様式第1の3号(その4)

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) 記の4の「意見」は、実施要領第2の5(3)イ(ア)により、事業実施主体から提出を受けた都道府県又は協議会が、地方農政局長等に提出する場合に記載すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(3)イ(ア)により、事業実施主体から提出を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の3号(その4)とともに、地方農政局長等に申請する場合。
- 2 実施要領第2の5(3)イ(イ)により、事業実施主体からの経由提出の依頼を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の3号(その4)とともに、地方農政局長等に提出する場合。

(別記様式第1の3号) (その4)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された小水力等発電導入支援事業実施採択申請書について、下記のとおり変更したいので、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき、変更を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書
- 3 詳細積算内訳書

(注1) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(注2) [添付資料] 3の「詳細積算内訳書」は、要領第2の6(2)イ及びウに該当する場合に添付すること。

(注3) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(3)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の3号(その2)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の5(3)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の3号(その2)とともに、都道府県又は協議会に經由提出を依頼する場合。

(別記様式第1の4号) (その1)

番 号  
年 月 日

都道府県知事

(又は協議会長、独立行政法人水資源機構理事長) 殿

各地方農政局長 印

北海道又は独立行政法人水資源機構にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の2に基づき、小水力等発電導入支援事業実施採択申請書の変更を認めたので通知する。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(4)アにより、地方農政局長等が事業実施主体に通知する場合。

(別記様式第1の4号) (その2)

番 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者名 殿

都道府県知事  
(又は協議会長) 印

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の2に基づき、小水力等発電導入支援事業実施採択申請書の変更通知について、各地方農政局長(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)より経由通知依頼があったので、通知する。

[添付資料]

1 別記様式第1の4号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(4)イ(ア)により、地方農政局長等から通知を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の4号(その4)とともに、事業実施主体に通知する場合。
- 2 実施要領第2の5(4)イ(イ)により、地方農政局長等からの経由通知の依頼を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の4号(その4)とともに、事業実施主体に通知する場合。

(別記様式第1の4号) (その3)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は協議会長) 殿

各地方農政局長 印  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、農山漁村6次産業化  
対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の2に  
基づき、小水力等発電導入支援事業実施採択申請書の変更を認めたので、〇〇への通知を依頼する。

[添付資料]

1 別記様式第1の4号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(4)イ(ア)により、地方農政局長等が、別記様式第1の4号(その4)  
とともに、都道府県又は協議会に通知する場合。
- 2 実施要領第2の5(4)イ(イ)により、地方農政局長等が、別記様式第1の4号(その4)  
とともに、都道府県又は協議会に經由通知を依頼する場合。



(別記様式第1の4号) (その4)

番 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者名 殿

各地方農政局長 印  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等発電導入支援事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき、小水力等発電導入支援事業実施採択申請書の変更を認めたので通知する。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の5(4)イ(ア)により、地方農政局長等が、別記様式第1の4号(その3)とともに、都道府県又は協議会に通知する場合。
- 2 実施要領第2の5(4)イ(イ)により、地方農政局長等が、別記様式第1の4号(その3)とともに、都道府県又は協議会に経由通知を依頼する場合。

(別記様式第1の5号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿

北海道又は独立行政法人水資源機構にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

(又は協議会長、独立行政法人水資源機構理事長) 印

小水力等発電導入支援事業 実施結果報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(1)アにより、事業実施主体が地方農政局長等に提出する場合。

(別記様式第1の5号) (その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は協議会長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 実施結果報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出しますので、〇〇への経由提出をお願いします。

[添付資料]

1 別記様式第1の5号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(1)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の5号(その4)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の7(1)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の5号(その4)とともに、都道府県又は協議会に経由提出を依頼する場合。

(別記様式第1の5号) (その3)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
(又は協議会長) 印

小水力等発電導入支援事業 実施結果報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、別紙のとおり実施結果報告書の経由提出依頼がありましたので、提出します。

[添付資料]

1 別記様式第1の5号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(1)イ(ア)により、事業実施主体から提出を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の5号(その4)とともに、地方農政局長等に提出する場合。
- 2 実施要領第2の7(1)イ(イ)により、事業実施主体からの経由提出の依頼を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の5号(その4)とともに、地方農政局長等に提出する場合。

(別記様式第1の5号) (その4)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 実施結果報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(1)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の5号(その2)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の7(1)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の5号(その2)とともに、都道府県又は協議会に經由提出を依頼する場合。

(別記様式第1の5号 別紙)

小水力等発電導入支援事業 実施結果報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月)

2. 活動実績

年 月	区 分	総事業費 千円	負担区分			備 考
			国庫補助金 千円	自己負担金 千円	その他 千円	
	1) 導入可能性調査支援事業 2) 概略設計支援事業 3) 基本設計支援事業 4) 協議・手続支援事業 5) 都道府県協議会支援事業					
	合計					

3. 実施内容の総括

4. 再生可能エネルギー導入計画の概要

- (1) 導入の目的及び背景、地域の現状
- (2) 再生可能エネルギー導入の構想
- (3) 再生可能エネルギー供給施設の導入予定者
- (4) 導入予定の再生可能エネルギー供給施設の概要 (施設規模、事業費、導入予定時期等)
- (5) 供給予定の再生可能エネルギー需要施設の概要

5. 実施結果とりまとめ

(注1) 4. (3) から (5) は、2. 2) から 4) までのいずれかを実施した場合に記載すること。

(別記様式第1の6号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿

北海道又は独立行政法人水資源機構にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

(又は協議会長、独立行政法人水資源機構理事長) 印

小水力等発電導入支援事業 整備状況報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、別紙のとおり整備状況報告書を提出します。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(2)アにより、事業実施主体が地方農政局長等に提出する場合。

(別記様式第1の6号) (その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は協議会長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 整備状況報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、別紙のとおり整備状況報告書を提出します。

[添付資料]

1 別記様式第1の6号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(2)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の6号(その4)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の7(2)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の6号(その4)とともに、都道府県又は協議会に経由提出を依頼する場合。



(別記様式第1の6号) (その3)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
(又は協議会長) 印

小水力等発電導入支援事業 整備状況報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、別紙のとおり整備状況報告書の経由提出依頼がありましたので、提出します。

[添付資料]

1 別記様式第1の6号(その4)

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(2)イ(ア)により、事業実施主体から提出を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の6号(その4)とともに、地方農政局長等に提出する場合。
- 2 実施要領第2の7(2)イ(イ)により、事業実施主体からの経由提出の依頼を受けた都道府県又は協議会が、別記様式第1の6号(その4)とともに、地方農政局長等に提出する場合。

(別記様式第1の6号) (その4)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入支援事業 整備状況報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、別紙のとおり整備状況報告書を提出します。

(注1) 本様式は、下記の場合に作成すること。

- 1 実施要領第2の7(2)イ(ア)により、事業実施主体が、別記様式第1の6号(その2)とともに、都道府県又は協議会に提出する場合。
- 2 実施要領第2の7(2)イ(イ)により、事業実施主体が、別記様式第1の6号(その2)とともに、都道府県又は協議会に經由提出を依頼する場合。

(別記様式第1の6号 別紙)

小水力等発電導入支援事業 整備状況報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月)

2. 導入した再生可能エネルギー供給施設の概要

3. 導入した再生可能エネルギー供給施設の利用状況

4. その他

(注1) 2. は導入した施設の規模を明示し記載すること。あわせて記載すること。

(注2) 3. は再生可能エネルギーについても、あわせて記載すること。

(別記様式第2の1号)

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成○年度小水力等発電導入技術力向上研修事業の事業実施計画書の承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規程に基づき、別記様式2の1号（別紙）事業実施計画書を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注5）

（注1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「5の2」とする。

（注2）変更承認申請の場合には、変更の理由を記載し、承認通知があった事業計画書の内容等と容易に比較対照できるよう、事業計画書の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業計画書の内容のうち当該変更の対象とならないものについては省略する。

（注3）中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。

(別記様式第2の1号) (別紙)

小水力等発電導入技術力向上研修事業 実施計画書

事業担当者名及び連絡先	事業実施主体名			
	氏名 (ふりがな)			
	所属 (部署名等)			
	所在地			
	電話番号	FAX		
	メールアドレス	URL		
(1) 事業実施主体の概要				
※営業経歴 (沿革) など事業実施主体の概要を記載すること。				
(2) 事業の実施体制				
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を記載すること。 3 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。				
(3) 事業の概要				
※ 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。				
(4) 事業の実施方法				
※ 事業の実施手順等について記載すること。				
(5) 事業実施のスケジュール				
※1 事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。				
(6) 事業経費の配分及び積算内訳 (単位: 千円)				
区 分	事業費	国庫補助金	自己負担額	備 考

計				
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 備考欄には、区分欄に掲げる経緯の根拠（経費内容、単価、数量、員数、日数等を明記した計算書式等）を記載すること。</li> <li>2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、消費税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。</li> <li>4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名（委託先が決定している場合）、委託する事業内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。</li> </ol>				

(注) 欄に収まらない場合は、別葉とすることができる。

(添付書類)

1. 委員謝金、技術員手当、補助賃金については、その単価の根拠資料
2. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）
3. 事業実施主体の定款及び直前事業年度の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準ずるもの）
4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
5. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、これを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要がわかる資料

(別記様式第2の2号)

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等発電導入技術力向上研修事業実績報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、別紙のとおり事業実績報告書を提出します。

(要領)

事業実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書

(注1) 事業実績が承認された事業実施計画書から軽微な変更があった場合は、承認された事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

(注2) 事業実績が承認された事業実施計画書と同様の場合においては、「なお、事業実施内容等は、事業実施計画と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略できる。

2. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

3. 外部へ事業の一部を委託した場合は、委託契約書の写し

4. 本事業による成果を取りまとめた報告書

実施結果報告書は、紙媒体の報告書（1部）とCD-ROM（1枚）を添付すること。

(別記様式第3の1号)

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成○年度集落排水施設効率性向上実証事業実施計画の承認  
(変更、中止又は廃止の承認)申請について

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領第4の4の(1)(注1)の規定に基づき、  
関係書類(注2)を添えて、承認(変更、中止又は廃止)を申請する。

(変更理由)

○○○○○○○○○○ (注3)

(中止又は廃止の理由)

○○○○○○○○○○ (注4)

(注1) 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第4の4の(2)」とする。

(注2) 関係書類として別添を添付すること。

(注3) 変更承認申請の場合には、変更の理由を記載し、承認通知があった事業計画書の内容  
等と容易に比較対照できるよう、事業計画書の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧  
書きで上段に記入すること。ただし、事業計画書の内容のうち当該変更の対象とならな  
いものについては省略する。

(注4) 中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。



(別記様式第3の1号 添付資料)

平成○年度集落排水施設効率性向上実証事業 実施計画書

1. 事業実施方針及び内容

※ 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

2. 事業実施計画

※ 事業全体の実施手順、スケジュール等について記載すること。

3. 事業実施手法

※ 事業内容毎の具体的な実施手法について記載すること。

4. 事業実施体制

※1 事業内容に見合った技術者の配置、中立性・公平性の確保等について記載すること。

※2 補助事業を実施できる能力、経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。

5. 事業費内訳

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	
国庫補助金	
その他	
自己資金	
収益金	
合 計	

(2) 支出の部

(単位：千円)

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考 (積算基礎)
		国庫補助金	その他	
合計				

6. 事業担当者名及び連絡先

※ 氏名、所属（部署等）、役職、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等について記載すること。

(添付資料)

1. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）
2. 事業実施主体の定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約
3. 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類

(別記様式第3の2号)

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成○年度集落排水施設効率性向上実証事業 事業実績報告書の提出

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、別紙のとおり事業実績報告書を提出します。

(要領)

事業実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書

(注1) 事業実績が承認された事業実施計画書から軽微な変更があった場合は、承認された事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

(注2) 事業実績が承認された事業実施計画書と同様の場合においては、「なお、事業実施内容等は、事業実施計画と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略できる。

2. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

3. 外部へ事業の一部を委託した場合は、委託契約書の写し

4. 本事業による成果を取りまとめた報告書

実施結果報告書は、紙媒体の報告書（3部）とCD-ROM（1枚）を添付すること。